

会 議 概 要

会 議 の 名 称	令和6年 第2回湧別町選挙管理委員会
開 催 日 時	令和6年6月3日（月） 10時00分 開会 10時50分 閉会
開 催 場 所	上湧別コミュニティセンター 2階 中会議室
出 席 者 名	選管委員 森谷委員長、高橋委員、西原委員、近藤委員 事務局 坂本事務局長、穴戸事務局次長、榎本書記
欠 席 者 名	無し
傍 聴 人 の 数	無し
会 議 の 内 容	(1) 委員長挨拶 (2) 議案審議 議案第1号 選挙人名簿の登録者の抹消について 議案第2号 選挙人名簿の登録（定時登録）について 議案第3号 選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について 議案第4号 選挙人名簿の登録を行う日について 議案第5号 湧別町選挙管理委員会規程の一部を改正する規程の制定について 議案第6号 令和3年10月24日執行の湧別町議会議員選挙における当選の効力に関する異議の申出について 議案第7号 令和3年10月24日執行の湧別町議会議員選挙における当選の効力に関する異議の申出について 議案第8号 要望書について (3) 審議結果 ・議案第1号から議案第5号まで原案どおり議決。 ・議案第6号及び議案第7号は、本申出は却下することとして議決。 ・議案第8号は、選挙管理委員会として対応をしないこととして議決。 (4) その他
会 議 資 料	令和6年第2回湧別町選挙管理委員会議案 ※別冊資料については、個人情報が含まれているため非公開とします。
会 議 録	■ 有 （ □全文筆記 ■要点筆記 ） □ 無
備 考	

令和6年 第2回選挙管理委員会会議録

会議日時	令和6年6月3日（月） 午前10時00分開始 午前10時50分閉会	場 所	上湧別コミュニティセンター 2階 中会議室
出席委員 の氏名	森 谷 重 俊 高 橋 直 司 西 原 沙智恵 近 藤 優 子	委 員 会 に 参 与 し た 書 記 等 の 氏 名	坂本事務局長 宍戸事務局次長 榎本書記
欠席委員 の氏名			
付 議 事 件	<p>議案第1号 選挙人名簿の登録者の抹消について</p> <p>議案第2号 選挙人名簿の登録（定時登録）について</p> <p>議案第3号 選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について</p> <p>議案第4号 選挙人名簿の登録を行う日について</p> <p>議案第5号 湧別町選挙管理委員会規程の一部を改正する規程の制定について</p> <p>議案第6号 令和3年10月24日執行の湧別町議会議員選挙における当選の効力に関する異議の申出について</p> <p>議案第7号 令和3年10月24日執行の湧別町議会議員選挙における当選の効力に関する異議の申出について</p> <p>議案第8号 要望書について</p>		
議 事 の 経 過			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第1号から議案第5号まで原案どおり議決。 ・ 議案第6号及び議案第7号は、届出期限を経過しており不適法であるため本申出は却下することとして議決。 ・ 議案第8号は、要望書の内容について審議した結果、選挙管理委員会として対応をしないこととして議決。 			

令和 6 年

第 2 回 選挙管理委員会 議案

日 時 令和 6 年 6 月 3 日 (月)
午前 10 時 00 分

場 所 上湧別コミュニティセンター 2階中会議室

湧別町選挙管理委員会

議案番号	件名	頁数
議案第 1 号	選挙人名簿の登録者の抹消について	1
議案第 2 号	選挙人名簿の登録（定時登録）について	2
議案第 3 号	選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について	3
議案第 4 号	選挙人名簿の登録を行う日について	5
議案第 5 号	湧別町選挙管理委員会規程の一部を改正する規程の制定について	7
議案第 6 号	令和3年10月24日執行の湧別町議会議員選挙における当選の効力に関する異議の申出について	10
議案第 7 号	令和3年10月24日執行の湧別町議会議員選挙における当選の効力に関する異議の申出について	14
議案第 8 号	要望書について	18

議案第1号

選挙人名簿の登録者の抹消について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次のとおり湧別町選挙人名簿の登録者を抹消する。

記

1	死亡	（公職選挙法第28条第1号）	34人	男	11人
				女	23人
2	転出後4箇月経過者	（公職選挙法第28条第2号）	35人	男	22人
				女	13人

計 69人

抹消者氏名 別冊のとおり

令和6年6月3日提出

湧別町選挙管理委員会
委員長 森谷重俊

議案第 2 号

選挙人名簿の登録（定時登録）について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり湧別町選挙人名簿に登録する。

記

1	転入者	31人	男	13人
			女	18人
2	新有権者	14人	男	9人
			女	5人

計 45人

登録者氏名 別冊のとおり

令和 6 年 6 月 3 日提出

湧別町選挙管理委員会
委員長 森 谷 重 俊

議案第3号

選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について

令和6年6月3日現在において、湧別町選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数は、次のとおりである。

記

別紙のとおり

令和6年6月3日提出

湧別町選挙管理委員会
委員長 森谷重俊

参 考

地方自治法

第74条第1項	条例の制定又は改廃請求	50分の1
第75条第1項	監査の請求	50分の1
第76条第1項	議会の解散請求	3分の1
第80条第1項	議員の解職請求	3分の1
第81条第1項	長の解職請求	3分の1
第86条第1項	主要公務員の解職請求 (副町長、選管委員、監査委員)	3分の1

市町村の合併の特例に関する法律

第4条第1項及び第5条第1項	合併協議会設置の請求	50分の1
第4条第11項及び第5条第15項	合併協議会設置協議の投票の請求	6分の1

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第8条第1項	教育長又は教育委員の解職請求	3分の1
--------	----------------	------

(選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数の告示)

湧別町選挙管理委員会告示第 号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数、並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の6分の1の数、並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和6年6月3日

湧別町選挙管理委員会

委員長

1	選挙権を有する者の総数の50分の1の数	137人
2	選挙権を有する者の総数の6分の1の数	1,141人
3	選挙権を有する者の総数の3分の1の数	2,281人

議案第4号

選挙人名簿の登録を行う日について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、次のとおりとする。

記

別紙のとおり

令和6年6月3日提出

湧別町選挙管理委員会
委員長 森谷重俊

公職選挙法抜粋

（登録）

第22条 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第四条の二第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第二百七十条第一項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の一日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。）に登録人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

2～4 略

公職選挙法施行令抜粋

（登録日等の告示）

第14条 市町村の選挙管理委員会は、法第二十二條第一項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の一日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日に定めた場合又は同項ただし書の規定により同項に規定する通常の登録日後に変更した場合には、直ちに当該登録を行う日を告示しなければならない。

2 略

(選挙人名簿の登録を行う日の告示)

湧別町選挙管理委員会告示第 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、同項に定める選挙人名簿の登録の日を次のとおりとする。

令和6年6月3日

湧別町選挙管理委員会

委員長

登録の日 令和6年9月2日

理 由 令和6年9月1日が地方公共団体の休日に当たるため

議案第5号

湧別町選挙管理委員会規程の一部を改正する規程の制定について

湧別町選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

記

別紙のとおり

令和6年6月3日提出

湧別町選挙管理委員会
委員長 森谷重俊

提案理由

公職選挙法施行令及び在外選挙執行規則の一部改正により、在外選挙人証の新規発行及び再発行並びに記載事項の変更について、町選管が作成した在外選挙人証データを在外公館に送信し、在外公館が出力して申請者に交付することとなったため、電子公印の規程の制定に向けて改正をするものである。

湧別町選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

湧別町選挙管理委員会規程（平成21年選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第194条の規定に基づき、湧別町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の運営その他事務処理等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(電子公印)</u></p> <p><u>第22条 委員会の電子公印は、湧別町公印規程（平成21年訓令第10号）の規定を準用する。</u></p> <p>(その他)</p> <p><u>第23条 略</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号。<u>以下「法」という。</u>）第194条の規定に基づき、湧別町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の運営その他事務処理等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(その他)</p> <p><u>第22条 略</u></p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

湧別町選挙管理委員会告示第 号

湧別町選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年6月3日

湧別町選挙管理委員会

委員長

議案第6号

令和3年10月24日執行の湧別町議会議員選挙における当選の効力に関する
異議の申出について

令和3年10月24日執行の湧別町議会議員選挙における当選の効力に関する異議の
申出について、次のとおり決定する。

記

別紙のとおり

令和6年6月3日提出

湧別町選挙管理委員会
委員長 森谷重俊

決 定 書 (案)

異議申出人

上記異議申出人から令和6年3月28日に提起された、令和3年10月24日執行の湧別町議会議員選挙における当選の効力に関する異議の申出について、湧別町選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を却下する。

理 由

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第206条第1項に定める地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する異議の申出は、「地方公共団体の議会の議員又は長の選挙においてその当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者は、第101条の3第2項又は第106条第2項の規定による告示の日から14日以内に、文書で当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対して異議を申し出ることができる。」とされている。

今回提起のあった地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する異議の申出は、法第101条の3第2項の規定による告示の日から14日を超えてから提起されたものであるため、本件異議の申出は不適法であり、当委員会の審査の対象とならない。

よって当委員会は、法第216条において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定により、主文のとおり決定する。

令和6年6月3日

湧別町選挙管理委員会
委員長 森 谷 重 俊

法第206条第2項の規定により、この決定に不服がある場合は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で北海道選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

湧別町選挙管理委員会告示第 号

令和3年10月24日執行の湧別町議会議員選挙に関し、令和6年3月28日付で異議申出人から提起のあった異議の申出について、当委員会は、次のとおり決定した。

令和6年6月3日

湧別町選挙管理委員会

委員長

決 定 書 (案)

異議申出人

上記異議申出人から令和6年3月28日に提起された、令和3年10月24日執行の湧別町議会議員選挙における当選の効力に関する異議の申出について、湧別町選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を却下する。

理 由

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第206条第1項に定める地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する異議の申出は、「地方公共団体の議会の議員又は長の選挙においてその当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者は、第101条の3第2項又は第106条第2項の規定による告示の日から14日以内に、文書で当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対して異議を申し出ることができる。」とされている。

今回提起のあった地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する異議の申出は、法第101条の3第2項の規定による告示の日から14日を超えてから提起されたものであるため、本件異議の申出は不適法であり、当委員会の審査の対象とならない。

よって当委員会は、法第216条において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定により、主文のとおり決定する。

令和6年6月3日

湧別町選挙管理委員会

委員長 森 谷 重 俊

法第206条第2項の規定により、この決定に不服がある場合は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で北海道選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

議案第7号

令和3年10月24日執行の湧別町議会議員選挙における当選の効力に関する
異議の申出について

令和3年10月24日執行の湧別町議会議員選挙における当選の効力に関する異議の
申出について、次のとおり決定する。

記

別紙のとおり

令和6年6月3日提出

湧別町選挙管理委員会
委員長 森谷重俊

決 定 書 (案)

異議申出人

上記異議申出人から令和6年3月28日に提起された、令和3年10月24日執行の湧別町議会議員選挙における当選の効力に関する異議の申出について、湧別町選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を却下する。

理 由

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第206条第1項に定める地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する異議の申出は、「地方公共団体の議会の議員又は長の選挙においてその当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者は、第101条の3第2項又は第106条第2項の規定による告示の日から14日以内に、文書で当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対して異議を申し出ることができる。」とされている。

今回提起のあった地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する異議の申出は、法第101条の3第2項の規定による告示の日から14日を超えてから提起されたものであるため、本件異議の申出は不適法であり、当委員会の審査の対象とならない。

よって当委員会は、法第216条において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定により、主文のとおり決定する。

令和6年6月3日

湧別町選挙管理委員会

委員長 森 谷 重 俊

法第206条第2項の規定により、この決定に不服がある場合は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で北海道選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

湧別町選挙管理委員会告示第 号

令和3年10月24日執行の湧別町議会議員選挙に関し、令和6年3月28日付で異議申出人から提起のあった異議の申出について、当委員会は、次のとおり決定した。

令和6年6月3日

湧別町選挙管理委員会

委員長

決 定 書 (案)

異議申出人

上記異議申出人から令和6年3月28日に提起された、令和3年10月24日執行の湧別町議会議員選挙における当選の効力に関する異議の申出について、湧別町選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を却下する。

理 由

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第206条第1項に定める地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する異議の申出は、「地方公共団体の議会の議員又は長の選挙においてその当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者は、第101条の3第2項又は第106条第2項の規定による告示の日から14日以内に、文書で当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対して異議を申し出ることができる。」とされている。

今回提起のあった地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する異議の申出は、法第101条の3第2項の規定による告示の日から14日を超えてから提起されたものであるため、本件異議の申出は不適法であり、当委員会の審査の対象とならない。

よって当委員会は、法第216条において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定により、主文のとおり決定する。

令和6年6月3日

湧別町選挙管理委員会
委員長 森 谷 重 俊

法第206条第2項の規定により、この決定に不服がある場合は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で北海道選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

議案第8号

要望書について

令和6年4月30日付で提出のあった要望書について審議する。

記

要望書 別冊のとおり

令和6年6月3日提出

湧別町選挙管理委員会
委員長 森谷重俊

○今後の各種会議日程について

・令和6年 第3回選挙管理委員会

- (1) 開催日時 令和6年9月2日(月) 午前10時00分(予定)
- (2) 開催場所 上湧別コミュニティセンター 2階中会議室
- (3) 予定案件 定時登録について

・令和6年 第4回選挙管理委員会

- (1) 開催日時 令和6年12月2日(月) 午前10時00分(予定)
- (2) 開催場所 上湧別コミュニティセンター 2階中会議室
- (3) 予定案件 定時登録について